

第1節 次代を担う人づくりを進める

1 幼児教育

目 標

- ・ 人間形成の過程で重要な幼児教育の内容の充実や教職員等の資質向上を促進します。
- ・ 幼児教育の場にふさわしい教育環境の充実を図ります。

現 状

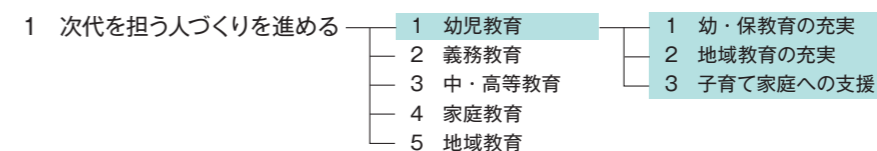
- ・ 幼児期は、生涯にわたる人間の基礎的な人格形成の行われる重要な時期です。
- ・ 共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、保育所と同様に預かり保育などの多様なサービスを求める声があります。
- ・ 町内には私立幼稚園が2園ありますが、幼稚園への入園希望者が増加傾向にあります。
- ・ 幼稚園では、集団生活の基本的な生活習慣や豊かな人格形成の基礎を育むような体験の場を持たせ、人とのかかわりを大切にする幼児教育が行われています。

課 題

- ・ 幼児同士の集団遊びや自然とのふれあいなどを通じて、子どもたちの生きる力を育てる必要があります。
- ・ 町内の私立幼稚園は幼児教育の拠点としての機能を充実していくことが必要です。
- ・ 少子化の動向を見据え、幼・保一元化をはじめとする今後の幼稚園のあり方を検討することが必要です。
- ・ 幼稚園・保育所・小学校との交流に向けて、連携内容や方法の検討が必要です。
- ・ 地域社会全体が子どもを育てていくという意識の啓発や家庭・学校・地域との連携強化が必要です。
- ・ 家庭・地域・行政の連携を密にし、子どもの安全と健康管理体制の確保が必要です。



施策体系



施 策 の 方 向

1 幼・保教育の充実

- (1) 私立幼稚園の運営を支援するとともに、教職員の研修や地域活動等への参加、関係機関との情報交換や連携を促進します。
- (2) 幼稚園・保育所・小学校との連携を密にした幼児教育の展開を図りながら、教職員等の資質の向上に努めます。
- (3) 幼児の集団生活の場である幼稚園の適正配置を促進するとともに、私立幼稚園の振興を通じて幼児教育の充実を促進し、幼保連携、世代間交流などを推進します。

3 子育て家庭への支援

- (1) 乳幼児から中学生までの子育て支援に関する組織等の充実を図ります。
 - (2) 子どもが健やかに育つ地域づくりを進めるため、教育の場・遊び場を確保・整備に努めます。
- 【関連「1 吉田町次世代育成支援行動計画の推進」(P68)、「1 学習機会の充実」(P127)】

主要事業名
幼稚園就園奨励費補助事業
幼稚園運営費補助事業

2 地域教育の充実

- (1) 住民に対し、地域における幼児教育への理解を深め、地域活動への参加や、地域における学習活動の充実を図ります。
- 【関連「2 地域教育の充実」(P129)】

■幼稚園別園児数・職員数 平成17年5月1日現在

園名	学級数	園児数	教員数
ひばり	8	250	11
ちどり	7	211	12
計	15	461	23

【資料】：学校基本調査

■保育園別園児数・職員数 平成17年5月1日現在

園名	組数	園児数	保育士数
あやめ	5	68	11(2)
さくら	6	106	15(2)
すみれ	5	82	10(2)
さゆり	7	140	12(3)
わかば	7	135	15(3)
計	30	531	63(12)

* ()内は給食員の数 【資料】：社会福祉課



2 義務教育

目 標

- 確かな学力と生きる力を身につけ、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進します。
- 教育効果を高めるため、教育環境・施設の充実に努めます。
- 学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てられるよう、地域教育力の向上に努めます。

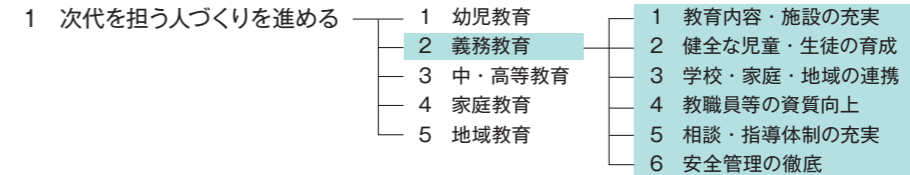
現 状

- ゆとり教育から確かな学力を身につける教育へと変化しつつあるほか、中高一貫教育や教育特区制度などの多方面にわたる教育改革が進められています。
- 総合的な学習の時間が設けられ、自ら学び考える「生きる力」を育むことが求められています。
- 新しい学習指導要領にのっとり、2002年度(平成14年度)から完全学校週5日制が実施されています。
- 児童・生徒の安全確保と地域住民の避難場所も考慮に入れて、校舎や体育館の耐震化を進めています。
- 教育相談員が月・水・金曜日の週3日配置されています。
- 近年、注意欠陥・多動性障害や高機能自閉症など、他の児童・生徒とともに授業を受けられない子どもたちが増加し、子どもたちの心のケアが重要になっています。
- 児童・生徒を取り巻く環境の変化・いじめ・不登校・問題行動などが課題となる中学校・地域・家庭の役割がますます重要視されています。
- 国際化教育を推進するため、外国語指導教師などの活用が求められています。
- 学校給食に、地元で採れた野菜などを使用する地産地消の取り組みが進められています。

課 題

- 新しい学習指導要領の趣旨を生かし、きめ細かな指導の充実に努める必要があります。
- 各学校が特色ある教育を進め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を培うことが必要です。
- 地域の特色や人材を生かした体験学習などを総合的な学習の時間で行うことが重要です。
- 家庭・地域・企業などが連携し、情報化・国際化・環境問題・男女共同参画などの新しい課題への対応が必要です。
- 栄養バランスのとれた学校給食を提供し、正しい食習慣のあり方や健康管理などについて指導していくことが必要です。
- 児童・生徒の安全と災害時の地域住民の避難場所として、小中学校の校舎や体育館等の整備を進めていくことが必要です。
- 子どもたち一人ひとりの発達段階に応じて、良い面をさらに伸ばしていく必要があります。
- 特区制度を活用した取り組みを検討することが必要です。
- 国際化教育においては、外国語指導教師などの活用が必要です。
- 学区や子ども会の編成について、地域の実情を勘案しながら検討を進めることが必要です。

施策体系



施策の方向

1 教育内容・施設の充実

- (1) 学校施設の安全性を維持していくため、必要に応じて改修や整備を図るとともに、将来を展望しながら、教室数や校地の適正な規模を検討し、教育環境の充実に努めます。
- (2) 特別教室の整備や教材・教具・教育器具などの整備、体育館・運動場などの体育施設、機械器具の整備を推進します。
- (3) 総合的な学習の時間などを有効に利用して、国際化・情報化等の社会変化に対応した教育を進めるとともに、地域の人たちとふれあう機会を拡充します。
- (4) 総合的な学習の時間や各教科において、コンピューターや情報通信ネットワークなどIT教育設備を積極的に活用し、情報社会に対応できる情報活用能力の育成に努めます。
- (5) きめ細やかな教科指導と生徒指導の一層の充実のため、教員増の意向を関係機関へ要請するなど、教育推進体制の強化を図ります。
- (6) 児童・生徒の学習機会や読書力の向上のため、学校図書館図書を積極的に活用してもらうため、学校司書の配置など小中学校図書館の充実を図ります。
- (7) 各学校図書館や町立図書館の図書に関する様々な情報等を相互の連携を通じて共有化し、図書の効率的かつ円滑な利用が可能な体制づくりを推進します。
- (8) 国際性豊かな人づくりのため、外国語指導教師等の活用など、国際化教育を推進します。
- (9) 子どもたちが住んでいるまちの産業や文化・地域性などについて学ぶ機会を提供します。

- (10) 設備・機材・給食材料の充実と安全管理を徹底し、健康的で安全な学校給食の提供を推進します。

2 健全な児童・生徒の育成

- (1) 体育・スポーツの奨励を図り、児童・生徒の健全な育成に努めます。
- (2) 成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた給食を提供するほか、地産地消による給食づくりなどを通じて食育を充実します。
- (3) 健康に対する自己管理意識を促すとともに、健康診断や保健教育の充実を図ります。
- (4) 規則正しい生活の重要性について理解を深めるとともに、健康的な生活習慣の確立を推進します。
- (5) 豊かな人間性と実行力のある、活力あふれる、たくましい児童・生徒の育成を目指して創意と努力を傾け、それぞれの学校において特色ある教育を展開し、児童・生徒の誇りを育みます。
- (6) 児童・生徒に人権尊重について取り組む教育の中で、友情を育み、弱者をいたわり、差別やいじめ等をなくすよう人権尊重に関する研修や指導を推進します。

【関連「1 保健・予防対策の推進」(P53)、「8 差別のない社会の実現」(P56)】

施策の方向

3 学校・家庭・地域の連携

- (1) 子ども会活動や地域の行事への積極的な参加、奉仕活動の推進によって、児童・生徒の社会参加を促進し、公共道徳意識に基づく行動力・愛郷心の育成に努めます。
- (2) 幼稚園・保育所・小学校・中学校が、教育におけるそれぞれの役割を果たしながら、町における学校教育全体として、より緊密な連携を進めます。
- (3) 学校施設を積極的に開放し、学校・家庭・地域の連携強化を図ります。
- (4) PTA組織の活動を支援し、それぞれの役割分担と連携強化を進めます。
- (5) 家庭や地域などと連携し、情報化・国際化・環境問題・男女共同参画等の新しい課題に対応した教育を進めます。
- (6) 授業参観や学校開放日等への保護者などの積極的な参加を働きかけ、教育に対する意識の高揚を図ります。
- (7) 子どもへの適切な支援をするため、家庭との連絡を密にするとともに、関係機関との連携を強化します。
- (8) 職業学習、職業体験などを通じて、働くことの大切さを教育します。

4 教職員等の資質向上

- (1) 教職員の研修を奨励助長し、社会的責任感を啓発するとともに質の高い指導力の強化に努め、社会の進展に応じた教育ができる基盤づくりを促進します。
- (2) 学校給食関係者のための研修会や学習機会を設け、資質の向上を図ります。

5 相談・指導体制の充実

- (1) 心身の調和のとれた児童・生徒を育成するため、お互いの命の大切さを育む情操教育・性教育・道徳教育の充実・推進に努め、いじめや不登校、問題行動など学校生活に適應できない児童・生徒を援助する相談システムの充実を図ります。
- (2) 学校教育において児童・生徒が教職員との人間的な交流を進め、勤労体験学習や集団宿泊訓練等を通じて、個々の自主性・社会性・連帯感・道徳性を養う生徒指導を推進します。
- (3) 養護学級の機能充実を目指し、保護者や地域社会の認識を深めるとともに、それぞれの子どもに合った社会的自立ができるよう適正な就学指導に努めます。

6 安全管理の徹底

- (1) 各関係機関が協力し、学校内や通学路などの日常点検を強化し、危険箇所の早期発見と改修・改善を図り、環境の安全確保に努めます。

主要事業名
小・中学校国際理解教育推進事業
教員補助事業
言語通級指導事業
学校図書館整備事業
小学校校舎改築事業
小・中学校教育機器整備事業
小学校校地拡張事業
小・中学校備品購入事業
小学校体育館整備事業
学校給食共同調理場施設整備事業



■小・中・高等学校別児童生徒数・教職員数

平成17年5月1日現在

学校名	学級数	児童生徒数			教職員数
		総数	男	女	
小学校					
住吉小学校	19	589	288	301	32
中央小学校	28	882	455	427	43
自彊小学校	14	350	186	164	23
計	61	1,821	929	892	98
中学校					
吉田中学校	26	872	442	430	48
高等学校					
吉田高等学校	15	600	162	438	51

【資料】：学校基本調査

■児童生徒数の推移

各年5月1日現在

年	学校	小学校			中学校		
		学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数
平成13年		60	1,835	83	29	1,025	52
14年		60	1,840	86	29	973	48
15年		61	1,813	87	26	918	49
16年		60	1,802	92	26	892	53
17年		61	1,821	98	26	872	48

【資料】：学校基本調査

3 中・高等教育

目標

- 広域的視点で中・高等教育の機会拡大と充実を促進し、次代を担う人材育成に対応しうる環境整備に努めます。
- 地域の中・高等教育機関と住民との交流や生涯学習との有機的な連携に努めます。

現状

- 近年、高等学校教育は義務教育化の傾向にあるほか、少子化に伴い大学も定員割れの時代を迎えると予想されます。
- 学歴偏重の社会風土は崩壊しつつありますが、より専門性の高い教育や実際の仕事に役立つ教育を受けたいとする人が増えています。
- 高度情報化・都市化が進展し、青少年を取り巻く社会環境は、有害な図書やインターネットの有害サイトなど、青少年の健全育成を阻害する要因が著しく多くなっています。
- 町内には中・高等教育機関として昭和46年に開校された県立吉田高等学校がありますが大学や短大がありません。

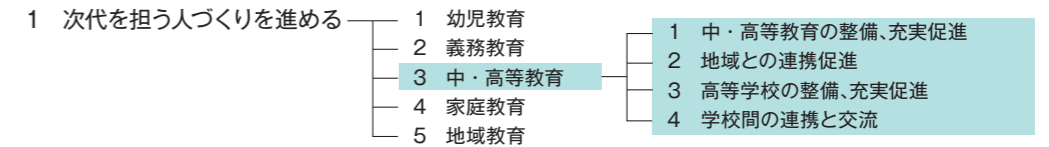
課題

- 地域においては、健全育成や防犯上からも、青少年を含めた世代間交流を行い、地域全体で青少年を犯罪から守ることが必要です。
- 自然に親しんだり、国際感覚を身に付けることは、次代を担う青少年の育成に必要です。
- 町内唯一の中・高等教育機関である吉田高等学校の存続と連携強化を進めることが必要です。
- 近隣の大学、短大等との連携を深め、公開講座や出前講座などに参加できる環境づくりが必要が必要です。
- 社会経済の進展や高度化、多様化する社会ニーズに即応した魅力ある教育内容の検討が必要です。



県立吉田高等学校

施策体系



施策の方向

1 中・高等教育基盤の整備、充実促進

- (1) 近隣の大学や短大等との連携強化に努めます。
- (2) フリースクール（教科の選択などに生徒の自主性を重視する教育・学校形態）・私立学校・専門学校・大学機関等の誘致を検討します。
- (3) 教育内容の一層の充実と教育水準の向上を図るとともに、学級、学科の適正化を促進し、生徒の将来進路への基盤づくりに努めます。
- (4) 体育施設や教育機器等の教育環境の充実を促進するため、関係機関との連携を図ります。

3 高等学校の整備、充実促進

- (1) 吉田高等学校の地域における重要な役割を広く周知し、施設等の整備、教育内容の充実等を関係機関へ要望します。

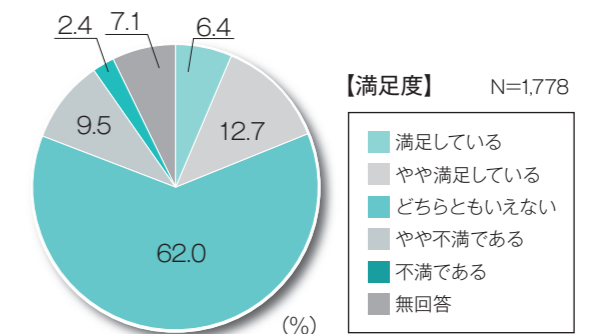
4 学校間の連携と交流

- (1) 学校・家庭・地域社会が連携を深めるよう、必要な支援等を推進します。
- (2) 学校教育・社会教育・家庭教育、それぞれの充実と、相互の補完機能の強化に努めます。

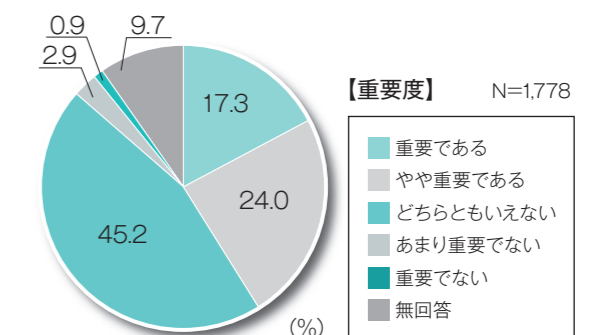
2 地域との連携促進

- (1) 町内の中・高等教育機関と地域との連携を促進し、地域に密着した学習活動の実現に努めます。

■学校施設の開放状況の評価【まちづくりのアンケートから】



■学校施設の開放状況の評価【まちづくりのアンケートから】



4 家庭教育

目標

- ・次代を担う子どもたちの人格形成の基盤となる、家庭でのしつけの重要性を周知し、明るく健全な家庭づくりに努めます。
- ・家庭教育学級などの学習機会や相談援助体制を充実し、親に対する教育を推進します。

現状

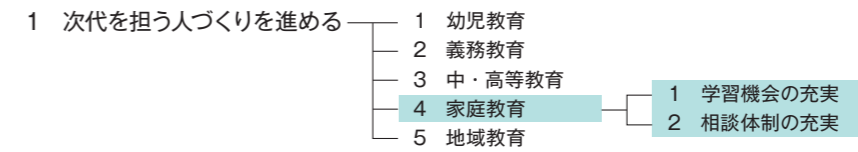
- ・教育の基本的な場は家庭であり、愛情とふれあいのあふれる家庭での教育が重要になります。
- ・核家族化や価値観の多様化などにより、親の教育力の低下が懸念されています。
- ・地域でも、子どもを育む力が低下してきています。
- ・育児に対する不安などから、子どもを虐待してしまう事例もあり、相談・指導の重要性が高まっています。
- ・家庭の教育力の低下に伴い、幼稚園・保育所への幼児教育の依存などの傾向がみられます。

課題

- ・家庭での教育力が低下してきていることから、家庭教育学級などを通じて家庭の教育力の向上に向けた支援を進める必要があります。
- ・教育の基本的な場は家庭であり、愛情に包まれた温もりのある家庭での教育が必要です。
- ・必要とされる子育て情報や支援策の把握に努め、家庭・学校・地域が連携して家庭教育の充実を図る環境づくりに努める必要があります。
- ・しつけの仕方や子どもとの接し方など、親に対する教育を充実することが必要です。
- ・育児不安を一人で抱え込まないよう、仲間づくりや相談しやすい環境づくりを進める必要があります。



施策体系



施策の方向

1 学習機会の充実

- (1) 家庭教育の充実と、子育てやしつけに関する知識、子どもとの接し方など、親としての心構えや生活態度について学習する機会を充実します。
- (2) 子どもの行事で保護者が集まる機会を利用して、子育て講座を行うなど、子育ての支援に努めます。
- (3) 必要とされる子育て情報や支援策の把握に努め、家庭・学校・地域が連携して家庭教育の充実を図る環境づくりに努めます。

【関連「3 子育て家庭への支援」(P119)】

2 相談体制の充実

- (1) 家庭でのしつけ、家庭の持つ悩みや不安に対して相談できる体制づくりを推進します。
- (2) 地域やボランティアなどと連携して、親同士が気軽に話し合えるネットワークづくりに努めます。

主要事業名

家庭教育事業



5 地域教育

目標

- 地域の教育力の向上のため、地域の各団体や組織のネットワーク化を図ります。
- それぞれの団体の特性を生かした「子どもを対象とした活動への取り組み」を一層推進するとともに、住民主導による地域の子どもの育む体制づくりに努めます。

現状

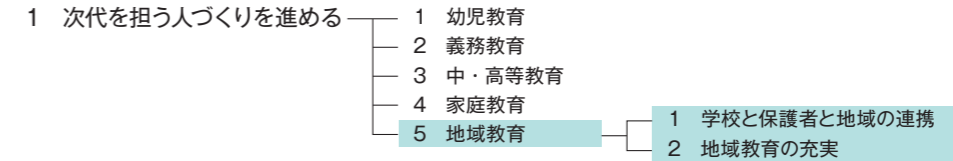
- 子どもたちが、安心して集える居心地のいい居場所をつくり、子どもたちと地域の大人がふれあうことを目的として、地域の大人が講師を務める「吉田町チャレンジ教室」が行われています。
- 川尻区・北区では、地域の教育力向上のため、各団体・組織のネットワーク化を図るとともに、自然体験・読書体験・ボランティア活動・地域の行事などさまざまな体験活動を通して、地域の特性を生かした子どもを豊かに育む取り組みを行っています。
- 地域の子どもの顔と名前が分かり、あいさつや言葉を交わしていた本来の地域の姿がなくなり、あいさつもできにくい環境になっています。

課題

- 子どもたちを健全に育む活動に子どもたちの親の参加が少なく、託児所状態になっています。今後は、子どもたちの活動に親を巻き込み、活動や感動の共有ができる場の設定が必要です。また、子どもに関わる地域の人材が必要です。
- 地域の大人の目を子どもに向け、積極的に大人から声を掛け、子どもの手本となる行動や言動ができる大人になることが必要です。
- 学校・保護者・地域が連携して、地域の子どもの育てていく体制づくりに努めることが必要です。
- 地域の大人が地域の子どもの育てる体制づくりに努めることが必要です。



施策体系



施策の方向

1 学校と保護者と地域の連携

- (1) 子どもたちの様子を地域の方に知ってもらうことによって、学校と保護者と地域が連携して、地域の子どもの育てていく体制づくりに努めます。

主要事業名

地域教育事業

2 地域教育の充実

- (1) 地域の大人が地域の子どもの育てる体制づくりに努めます。

【関連「2 地域教育の充実」(P119)】



第2節 心を豊かにする交流を活発化する

1 国際化・国際交流

目 標

- ・国際交流事業を推進し、世界に開かれたまちづくりを目指します。
- ・社会経済の国際化に対応していくため、国際意識・国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。

現 状

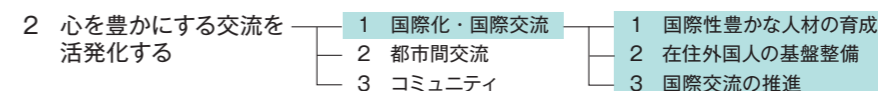
- ・現代の社会は経済を中心としたグローバル化と情報化社会の進展などにより、人・モノ・情報が、国内はもとより国境を越えて自由に移動するようになってきました。
- ・国際交流は、異文化の交流を通し、住民と国外の人々の相互理解を深めるとともに、地域の経済や文化に刺激を与えるなど、地域の活性化にも貢献するものと考えられます。
- ・町内在住外国人の人口は、平成17年11月末現在1,018人で、町の人口の約3%を占めています。また、10年前の平成7年11月と比較すると約2倍になるなど増加傾向にあります。
- ・平成7年度に設立された吉田町国際交流協会が中心となって、町内在住外国人向けの語学教室、学生の海外派遣事業などの国際交流事業を進めています。
- ・静岡空港の開港に伴い、アジア諸国との国際的な交流の機会の増加が予測されることから、異なる文化の習慣を持つ人々との相互理解を深めるとともに、幅広い分野において交流を推進することが求められています。

課 題

- ・異なる文化や習慣を持つ人々との相互理解を深めるため、文化、芸術、学術、教育など幅広い分野での交流を一層進めていくことが必要です。
- ・国際交流ボランティアを育成し、国際交流事業や外国人支援事業の推進に役立てていくことが必要です。
- ・在住外国人が生活しやすい環境を確立するために、外国人住民に向けて各種の情報提供やサービスの充実を図ることが必要です。
- ・静岡空港の開港に伴い、アジア諸国との国際的な交流の機会の増加が予測されることから、異なる文化の習慣を持つ人々との相互理解を深めるとともに、幅広い分野において交流を推進することが必要です。



施策体系



施 策 の 方 向

1 国際性豊かな人材の育成

- (1) 学生の海外派遣、ホームステイの受け入れや町内在住外国人との地域内交流を促進し、国際感覚を持った人材の育成に努めます。
- (2) 異文化へ積極的にいかわりを持つようとする広く柔軟な心を培うとともに、コミュニケーション能力を育てる教育に努めます。

3 国際交流の推進

- (1) 国際友好都市の提携に向けての基盤となる交流の促進に努めます。
- (2) 静岡空港の開港に伴い、異なる文化の習慣を持つ人々との相互理解を深めるとともに、幅広い分野において交流の推進に努めます。

2 在住外国人の基盤整備

- (1) 行政手続書類や案内看板などの外国語表記に努めます。
- (2) 外国人に向けた防災、医療、福祉などの日常生活に必要な情報を発信するとともに、通訳などを配置するなど相談体制の確立を検討します。
- (3) 在住外国人を対象にした日本語講座などを開催し、学習機会の拡充を図ります。
- (4) 在住外国人が地域のルールや生活習慣を理解し、地域住民との交流が深められるよう、国際交流協会や学校などと連携した体制づくりを推進します。

主 要 事 業 名

国際交流推進事業



2 都市間交流

目標

- 国内都市との交流を通じて、まちの活性化につなげます。
- 住民同士の都市間交流を促進します。

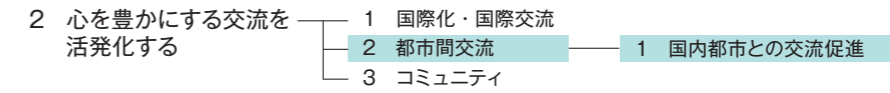
現状

- 都市間交流は、歴史的なつながりのあるまちや名称を同じくするまち、住環境が異なるまちなどが連携して、お互いのまちを訪問し合いながら地域の活性化を図るために進められてきました。
- これまで交流を行ってきた、町名を同じくする新潟、埼玉、広島、愛媛、鹿児島の「吉田町」が合併により、その名称を変更しました。
- 大井川の清流を守る研究協議会、大井川長島ダム流域連携協議会等を通じ、大井川流域の市町による自然環境保全を目的とした交流が行われています。

課題

- 都市間交流を通じて、文化、芸術、人づくりなどの様々な面でお互いに刺激し合い、まちの活性化につなげていくことが必要です。
- 「全国吉田町交流事業」で培ってきた人脈や交流経験などを活用していく方策を検討することが必要です。
- 大井川の清流を守る研究協議会、大井川長島ダム流域連携協議会等を通じ、大井川流域の市町による自然環境保全を目的とした交流が必要です。
- 効果的で住民満足度の高い行政を推進していくためには、近隣市町との連携を図り、連絡調整、情報交換を行っていくことが必要です。
- 今日のような高度な情報化社会においては、地理的・歴史的なつながりにとらわれない新たな視点からの交流の可能性を探ることが必要です。
- 住民レベルでの文化・教育・産業・経済などの諸活動を通じて、豊かな人間性を育む友好交流の必要性を検討することが必要です。

施策体系



施策の方向

1 国内都市との交流促進

- (1) 住民レベルでの文化・教育・産業・経済などの諸活動を通じて、豊かな人間性を育む友好交流の必要性を検討します。
- (2) 近隣市町との連携・交流を積極的に行い、広い視野に立った行政運営に努めます。
- (3) 海や山で育った子どもたちの上流・下流域間交流や上流・下流での水の大切さをPRする事業の実施などを通して、大井川流域市町との交流を進めます。

主要事業名
地域交流事業



3 コミュニティ

目標

- 生活の基本的な場であるコミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、住みよいまちづくりを推進します。
- コミュニティ施設の整備や指導者の育成を進め、コミュニティ活動の基盤整備に努めます。

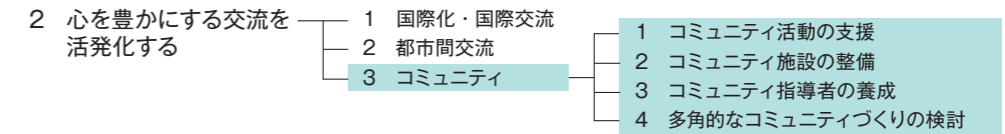
現状

- 地域コミュニティは、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により住みよい地域社会を築いていくことを目的とした集まりであり、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となっています。
- 都市化や核家族化など社会構造の変化、価値観や生活スタイルの多様化などにより、地域や住民同士の連帯感が希薄になってきています。
- 本町では、近年アパートやマンションが増えたことなどもあり、自治会組織に加入しない人もいます。
- 本町では、町内会活動のための補助金を交付しており、交通安全運動、防災会活動、社会福祉活動、環境美化活動、青少年健全育成活動などに役立てられています。
- 本町では、19の町内会で花いっぱい活動が展開されています。
- 本町では、住みよい地域づくりを進めるコミュニティ活動のリーダーを育成するため、県コミュニティづくり推進協議会が主催する「コミュニティカレッジ」への参加を呼びかけています。

課題

- 住民が自発的、積極的にコミュニティ活動を行えるよう、自治意識を高めていくことが必要です。
- 円滑なコミュニティ活動の推進のため、地域リーダーの育成が必要です。
- 住みよい地域づくりを進める、コミュニティ活動のリーダーを育成するため県コミュニティづくり推進協議会が主催する「コミュニティカレッジ」の良さをPRし、積極的に受講する人が出てくるような手立てを講じる必要があります。
- コミュニティ活動の拠点となる地区集会所の老朽化により地区集会所を建築するコミュニティ組織に対して支援していくことが必要です。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、まちづくりの基本的な組織である自治会活動への参加促進と啓発活動が必要です。

施策体系



施策の方向

1 コミュニティ活動の支援

- (1) 地域コミュニティの活性化を図るため、住民が主体となって行う一体感を高めるイベントや祭りの開催を支援します。
- (2) 地域の融和と快適な生活環境づくりを促進するため、「花いっぱい活動」を進めている町内会に対して活動を支援します。

2 コミュニティ施設の整備

- (1) コミュニティ活動の拠点となる地区集会所やコミュニティセンターの建築整備を支援し、より活発なコミュニティ活動の展開を促進します。

3 コミュニティ指導者の養成

- (1) 自発的なコミュニティ活動をより適正に運営していくため、活動の指導者となる人材の養成を促進し、「コミュニティカレッジ」への参加を求めるとともに、修了生によって組織されている「コミカレねっとわーく」への支援に努めます。
- (2) 「コミュニティカレッジ」で学んできたことを地域で生かす場として、「地域子ども教室推進事業」や「子どもをはぐくむ地域教育推進事業」等、活動の場の提供を行い、活動が継続するように支援します。

4 多角的なコミュニティづくりの検討

- (1) 住民と行政が一体となり、隣組を基礎単位とする自治会・町内会組織形成の充実に努め、活発な地域コミュニティ活動が展開される環境づくりを推進します。
- (2) 自治会・町内会を中心として開催される各種イベントや多様な活動への地域住民の積極的な参加を促し、住民相互のふれあいを通して、地域の融和を図り、住民こぞって安全・安心なまちづくりに取り組むよう働きかけます。

主要事業名
コミュニティカレッジ推進事業
コミュニティ施設整備補助事業
町内会花いっぱい活動支援事業
自治会活動推進事業



第3節 心身の健康を保つ活動を推進する

1 生涯学習

目標

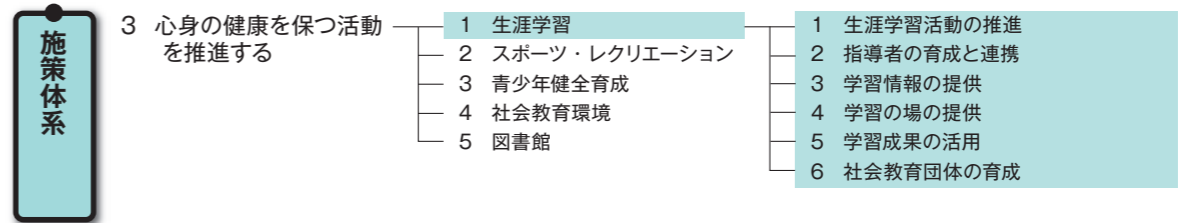
- ・豊かな生涯学習社会の形成を目指し、学習活動や地域活動の充実に努めます。
- ・多様化するニーズに応える学習環境の提供や学習成果の活用を推進します。

現状

- ・国際化、情報化、高学歴化などの社会環境の変化により、住民の学習ニーズは高まりを見せています。
- ・団塊の世代が高齢期を迎えるため、第2の人生を自分らしく過ごすために、一層学習ニーズが高まるものと予想されます。
- ・生涯学習は、住民が自ら地域づくりを進めていく上で、非常に重要になっています。
- ・生涯学習を単に学習活動にとどめず、住民の行動につなげていくことによって、住民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが望まれています。
- ・生涯学習団体は年々増加しており、住民の自主的な活動が活発化しています。
- ・各町内会の生涯学習推進員により、地区施設の活用が図られるようになってきています。
- ・情報化社会の中、学習者の要求が高度化し、ニーズを満たすための情報処理機器など、学習環境や内容の充実が望まれます。
- ・生涯学習は、子どもから大人までが参加できることが大切ですが、青年層の参加が少ないのが現状です。

課題

- ・住民の自主的活動を支援するため、情報提供の充実が必要です。
- ・学習ニーズの一層の高まりを予想して、指導する人材の確保や住民ニーズにあった講座の開催などを進めることが必要です。
- ・固定したメンバー内での活動となりがちなため、今後は団体相互が連携・協力、あるいは利害調整によって、相互の生涯学習活動を発展させる方向に導くことが必要です。
- ・学習者の受益者負担の制度と行政の役割分担を明確にし、多様化、高度化する学習ニーズに応えることが必要です。
- ・学習成果の発表の場の充実や次の活動につなげるための工夫などが必要でです。
- ・広域的なネットワークの構築や企業との連携を確立することが必要です。



施策の方向

1 生涯学習活動の推進

- (1) 誰もが自主的に生涯学習活動に取り組めるよう、住民ニーズに合わせた各種講座を開催するとともに、学習内容の充実に努めます。
- (2) 住民誰もが参加できる学習メニューの設定に努めます。
- (3) 人材の活用と受益者負担による出前講座などの学習形態の充実に努めます。
- (4) 地域・学校・関係団体などとの連携により、より良い生涯学習社会の確立に向けて推進体制を整備します。
- (5) 夜間講座の充実を図るとともに、大学や企業とも連携し、専門的な学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

2 指導者の育成と連携

- (1) 生涯学習の指導者としての資質を持った人材を地域の中から発掘し、指導者養成講座や指導者の交流機会を設け、それらを通じて人材育成や指導者の資質の向上を図り、生涯学習講座の充実に努めます。
- (2) 総合的な学習の時間の講師として、地域人材の活用を振興します。
- (3) 在住外国人の協力を得て、異文化交流の機会の確立の可能性について検討します。

3 学習情報の提供

- (1) 多様化する生涯学習についての情報を提供するとともに、住民の学習に関する相談に応じる体制の整備に努めます。
- (2) 生涯学習に関する情報ネットワークを結び、住民の学習ニーズに応えます。
- (3) ホームページなどを活用し、情報の提供に努めます。

【関連「3 社会教育の環境整備」(P143)】

4 学習の場の提供

- (1) 自分の特性を生かしながら、興味を持って学習に取り組める機会を提供し、世代を超えた交流ができる環境の整備に努めます。

5 学習成果の活用

- (1) 学習成果を発表する場を充実させ、学習意欲の高揚に努めます。
- (2) 学習者が指導者として活動できるよう支援します。
- (3) 高齢者の学習成果を地域や学校に還元できるような環境づくりに努めます。

6 社会教育団体の育成

- (1) 子どもの育成団体を一層充実し、自主活動ができるように指導・育成します。

主要事業名
生涯学習推進事業

2 スポーツ・レクリエーション

目標

- ・住民ニーズに対応した生涯スポーツのまちづくりを進めます。
- ・誰もがいつでも気軽にスポーツを楽しめるよう、地域スポーツ活動の土壌確立に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、住民の健康増進を図ります。

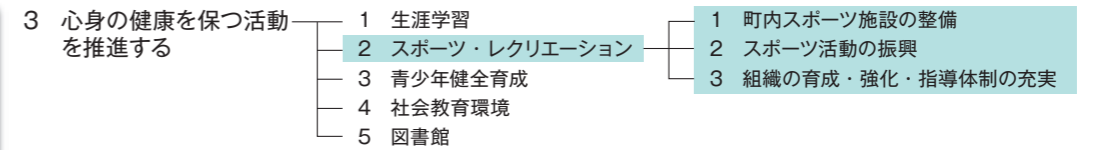
現状

- ・地域の住民が自主的に運営し、多種目への参加が可能で、地域の誰もが体力、年齢、技術などにとらわれず、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に参加できることを目的とする総合型地域スポーツクラブの育成に取り組む自治体が増加しています。
- ・スポーツ・レクリエーション活動は、健康の維持増進、住民同士や家族での交流、地域の連帯感の高揚、青少年の健全育成などの効果も期待されています。
- ・各世代と競技レベルに合わせた指導や、ニュースポーツの普及などスポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化し、それに伴う指導者の育成や確保が難しくなっています。
- ・全国規模の大会は、施設の整備が整っていないこともあり、開催することが非常に困難になっています。
- ・スポーツ活動の形態が多様化・高度化し、住民のニーズは質、量ともに増加しています。
- ・各種スポーツ教室の参加者が固定化する傾向にあり、町全体におけるスポーツ人口の底辺拡大が難しくなっています。
- ・現在、町内のナイター施設は吉田中学校・住吉小学校の半面のみを設置され、グラウンド等屋外運動施設の効率的な利用が図れていない状況です。

課題

- ・スポーツを通じて一人ひとりが健康な体づくりの大切さを自覚し、日常生活を通じて自主的にスポーツ活動を行えるような条件整備が必要です。
- ・しずおか型（総合型）地域スポーツクラブ等を視野に入れ、小・中・高・一般と一貫した指導体制を整えることが必要です。
- ・より多くの住民参加を促すために、情報等が容易に入手できるよう広報活動を工夫していくことが必要です。
- ・あらゆるスポーツニーズに対応するため、ニュースポーツ等の情報収集や研修に取り組むことが必要です。
- ・各団体指導者の高齢化や人材の不足に伴い、広く地域の人材活用と発掘、育成が必要です。
- ・住民誰もが憩うことができる場や、競技者が安全で安心して使える施設整備が必要です。
- ・町の主要スポーツ施設である総合体育館は、老朽化が進み、施設の全体的な改修と設備の更新が急務であり、また体育センターにおいても耐用年数の経過に伴う、各所の早期改修が必要です。
- ・各学校のグラウンド等屋外運動施設の効率的な利用を図るため、ナイター施設の維持管理の徹底と整備拡充のための検討が必要です。特に、住吉小学校のナイター施設は老朽化が進み、早期改修が必要です。

施策体系



施策の方向

1 町内スポーツ施設の整備

- (1) 住民の健康維持・増進や、スポーツ人口の増加に対応した幅広い施設の整備として、総合運動施設（町民プール等）の整備を検討します。
- (2) 町のスポーツの拠点となる施設の整備・研究を進め、多様化するスポーツへのニーズに対応できる環境づくりの推進に努めます。

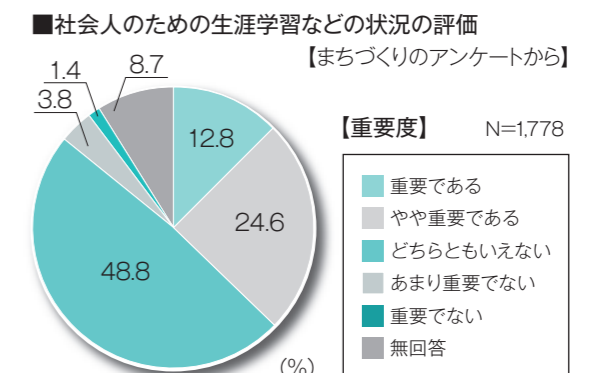
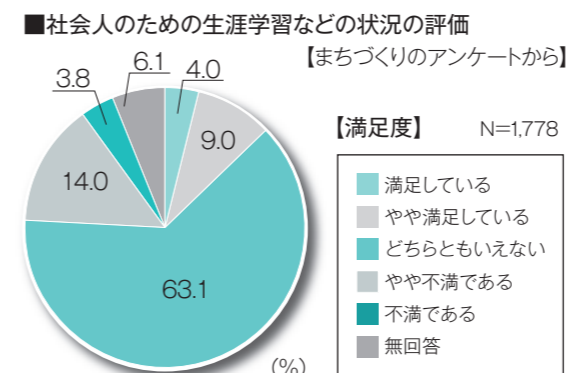
2 スポーツ活動の振興

- (1) 各種大会の開催などを通して、全町的、広域的な親睦やレベルの向上、さらにより多くの住民の参加を目指したスポーツの振興に努めます。
- (2) 誰もが気軽に活動できる軽スポーツ・ニュースポーツ等の普及を図り、スポーツを通じて地域住民の交流の場を充実させ、明るく心豊かなまちづくりを推進します。

3 組織の育成・強化・指導体制の充実

- (1) しずおか型（総合型）地域スポーツクラブの育成も視野に入れ、地域スポーツの育成・振興を推進します。
- (2) 各種団体と連携を図り、今後の更なるスポーツ振興に向けた運営体制の支援と充実に努めます。
- (3) スポーツライフの充実と多様化するスポーツニーズに対応できる指導者の育成と確保に努めます。
- (4) 競技指導体制に併せて、健康管理指導などの施策と連携を強化し、健康づくりに対する

主要事業名
地域スポーツ団体育成事業
スポーツ活動振興事業
ナイター施設整備事業
総合運動施設（町民プール）整備事業
総合体育館施設整備事業
体育センター施設整備事業
総合運動施設（多目的グラウンド）整備事業



3 青少年健全育成

目標

- 家庭や地域の教育力の向上やさまざまな体験ができる環境を整備し、たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年の育成を目指します。

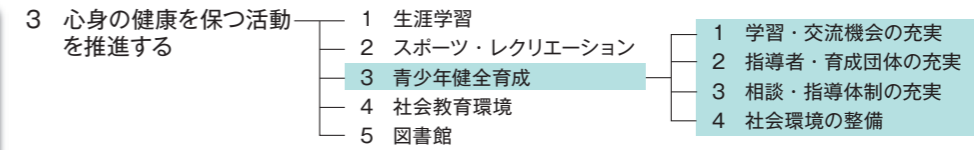
現状

- 全国的には、情報化に伴い様々な情報が氾濫したり、都市化に伴い地域の連帯感が低下したりといった社会環境の変化の中で、非行や犯罪の低年齢化、凶悪化が見られ、また、無気力、無関心な子どもの増加など、青少年の心の不安定さが社会問題になっています。
- 自発性や社会性を持った青少年を育成するためには、楽しみや喜びを見つけられるよう、スポーツや文化、ボランティア活動や国際性を高める活動などを通じて、社会参加を促すことが大切になります。
- 青少年を取り巻く環境の急激な変化や少子化・核家族化による過保護・過干渉・過期待や子育てに自信のない親など、家庭での教育力の低下が進んでいます。また、地域でも連帯感の意識の希薄化による青少年の非行問題が深刻になっています。
- 家族形態の変化、テレビゲームやインターネット、携帯電話の普及や塾通いなどから、子どもたちの自然体験、社会体験が少なくなっています。
- 青少年非行の深刻化や規範意識の低下が、社会問題となっています。

課題

- スポーツ、文化、ボランティアなどの活動を通して、青少年の自発性や社会性を持たせていくことが必要です。
- 祭りや行事などの地域活動への参加を促すことにより、世代を超えた交流や地域とのつながりの強化、さらには地域への愛着心の醸成などにつなげていくことが必要です。
- 家庭・学校・地域・行政が連携し、それぞれの役割の再認識と教育力を高めていくことが必要です。
- 大人が青少年へ積極的にかかわりを持ち、「地域の子どもは地域で育てる」という風潮をつくる必要があります。
- 地域における子ども会組織の活動を充実させることが必要です。

施策体系



施策の方向

1 学習・交流機会の充実

- 地域の様々な世代との交流の中で、青少年の地域活動へ参加する意欲の育成を図ります。
- 中・高校生が地域とのかかわりを深められるような学習・交流会の研究、普及を図ります。

2 指導者・育成団体の充実

- 生涯学習活動を通して、青少年の健全育成活動に積極的に携わる人材の育成を推進します。
- 指導、活動の円滑な運営のため、青少年団体・PTA・青少年健全育成委員との交流を深めるよう支援します。

3 相談・指導体制の充実

- 家庭・地域・学校・行政、それぞれの役割を見直し、役割を明確にするための支援を行うとともに、青少年を健全に育成していく体制づくりに努めます。
- 相談に役立つ情報をデータ化し、関係機関などとの連携による指導を進めます。

4 社会環境の整備

- 吉田町笑顔いっぱい運動（地域の青少年声掛け運動）を推進し、地域全体で子どもたちを見守っていくという環境をつくれます。
- 有害な風俗環境や違法看板などの排除と、監視活動を地域住民との協力のもとに進めます。
- 青少年が健全に生活できるよう、有害図書やビデオ等の自動販売機撤去の働きかけなどの社会環境浄化活動を推進します。
- 関連業界に対して自粛や自主規制などを要請し、有害環境の改善に努めます。

【関連「4 青少年の非行防止」(P87)】

主要事業名
青少年健全育成事業



4 社会教育環境

目標

- 生涯学習活動の中心拠点をはじめ、社会教育施設の充実を図ります。
- 社会教育施設の有効活用と利用者の利便性の向上に努めます。

現状

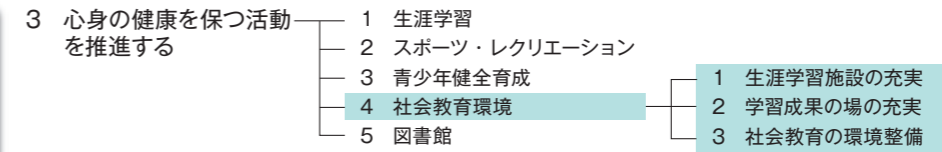
- 本町では、住吉・川尻・片岡・北区の4地域を基本として、コミュニティセンターや公民館などの整備を行ってきました。
- 昭和48年に建築した生涯学習活動の中心拠点施設である中央公民館は、老朽化が進み、住民ニーズにも合わなくなってきました。
- 昭和60年に、住民の活動の場として建築された学習ホールは、改修などが必要な状況にあります。

課題

- 老朽化や耐震性に課題のある社会教育施設の改修や修繕を進める必要があります。
- 社会教育施設間の情報ネットワークやインターネットなどを活用した施設間の連携などを検討する必要があります。
- 障がい者用のトイレやエレベーターを設置するなど、だれもが利用しやすい施設となるよう整備していく必要があります。



施策体系



施策の方向

1 生涯学習施設の充実

- 地域の特性にあった公民館活動の充実を図るため、生涯学習活動の中心拠点である公民館の建て替えを検討します。

2 学習成果の場の充実

- 多くの住民の活動の場の充実を図るため、学習ホールの改修に努めます。

3 社会教育の環境整備

- 各文化活動施設へ情報機器を設置し、各施設における情報交流や活動の紹介、予約や利用情報の一元化など、施設間におけるネットワークの整備を図るよう努めます。

【関連「3 学習情報の提供」(P137)】



主要事業名

社会教育環境整備事業

5 図書館

目標

- 住民のニーズに対応した情報提供や充実した図書資料の整備を推進します。
- 住民の交流の場としても機能し、住民に親しまれる図書館を目指します。

現状

- かつて図書館は、いかめしい建物で学生や研究者が静かに本を読む場所として考えられてきました。しかし、近年、それまでの図書館のイメージを一新して、真に住民に開かれた図書館のあり方が模索され、本町においても平成11年度に吉田町立図書館を新設し、その結果多くの人に利用されています。
- 町立図書館は、生涯学習の拠点として、住民が必要とする学習、調査研究、レクリエーション等のための資料と情報の提供に努めています。
- インターネットによる図書資料検索サービスのほか、質問・相談事業の充実を図っています。
- 図書館では、図書の整理や読み聞かせなどを行うボランティアが活動し、学習会、発表会、展示会なども行われています。
- 公立図書館の目的は、住民の知る権利、読む権利、学ぶ権利を読書や資料・情報等を通じて保障するところです。生涯学習を支える図書館の役割、地域行政資料などの提供による「まちづくり」への関わり、地域経済振興につながる産業支援、子どもの成長を読書という側面から支える図書館の役割は、今後の吉田町にとってますます重要となっています。

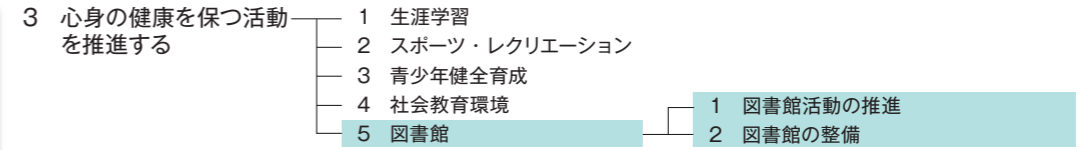
課題

- 地域の特色を生かし、地域文化の発展に寄与するとともに、すべての利用者に親しまれる図書館となるよう努めることが必要です。
- 地域教育の総合的な拠点として、文献・各種資料や学習活動に関するあらゆる情報を備え、図書館に行けば必要な資料や情報がいつでも得られるというように、住民の暮らしや生活の中に図書館を定着させることが必要です。
- 図書館の業務は、資料の貸し出しを中心に資料の選択、収集、組織化やレファレンス、読書相談など専門的であると同時に、住民の生活に密着したサービスを行うものです。このため専任の有資格者である館長を中心とした専門職員の体制を充実させていくことが必要です。
- 図書館から遠く、住民の多い地区などへの重点的なサービス等、図書館サービスが町内に、くまなく行きわたるための有効な手段が必要です。図書館サービスを支えるコンピューターシステムは、サービス業務の迅速化に大きく貢献しますが、反面、個人情報に関しては、多くの危険性をもあわせてもっています。そこで、個人情報の保護管理を徹底させることが必要です。



吉田町立図書館

施策体系



施策の方向

1 図書館活動の推進

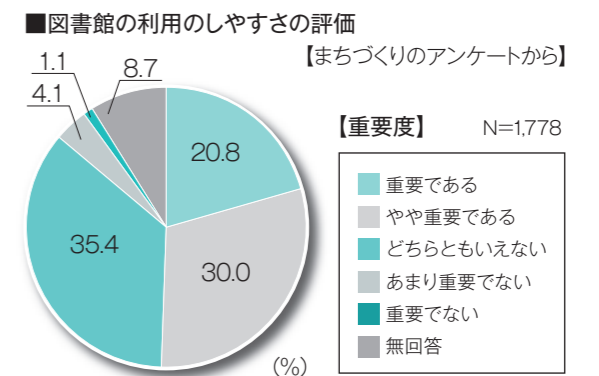
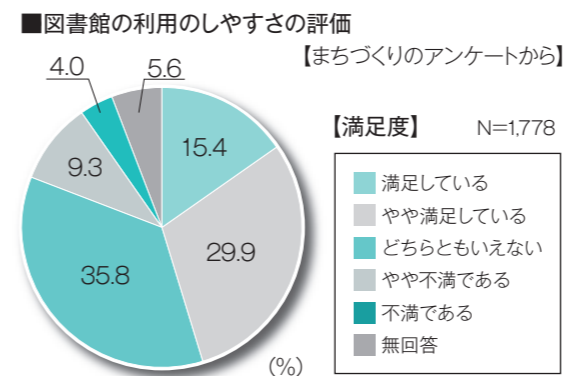
- (1) 住民の資料や情報に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心として、住民の文化・教養・調査・研究・レクリエーション等の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ住民の交流とコミュニティ活動を促進します。
- (2) 子どもたちが豊かな本の世界を楽しみ、彼らのしっかりとした学習を支え続けるよう努めます。
- (3) すべての人に開かれた図書館にするため、高齢者や障害者はもちろん、外国の人にも自由に使える図書館を目指します。
- (4) 調べたいもの・読みたい本・知りたい情報を捜すための「レファレンス」(質問・相談事業)を充実させます。
- (5) 情報公開機関としての役割のもと、地域の資料・行政資料の収集・充実に努めます。
- (6) 図書館は資料の利用だけでなく、文化活動の拠点として、創作活動の発表・各種講座や講演・映画会などを開催し、生涯学習・研究活動・産業支援などの利用を促進します。
- (7) 情報のデジタル化に伴い、ホームページ等の充実による非来館者サービスや情報発信型サービスを向上させます。

- (8) 図書館協議会や「利用者の会」をはじめ、家庭文庫や地域文庫を含めた各種ボランティア活動など、住民参加の図書館運営を促進します。

2 図書館の整備

- (1) 「司書有資格者」が専門的職員として働くことのできる環境を整備し、その知識や経験が図書館、自治体の資源として蓄積されていくよう努めます。
- (2) 敷地全体に生きた学習教材が広がるように、植栽や水辺の環境を整備し、自然との対話も楽しめる図書館を目指します。
- (3) 小・中学校の学校図書館との連携のためのソフト、ハード両面にわたるネットワーク化を進めます。
- (4) 図書館サービスが町内にくまなく行きわたるように団体貸出の積極的な推進や家庭文庫・地域文庫の育成・自動車図書館の整備などを進めます。

主要事業名
図書館活動推進事業
図書館整備事業
図書館外構整備事業



第4節 歴史を継承し魅力ある文化を育む

1 芸術文化・文化財

目標

- ・地域に根ざした芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて心豊かな暮らしの創造に努めます。
- ・文化財の保存と活用を通じて、郷土愛の醸成に努めます。

現状

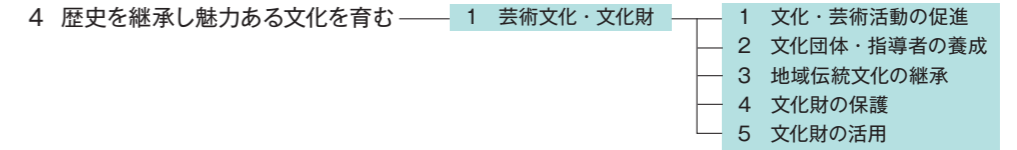
- ・本町では、文化協会を中心に活発な文化振興活動が行われており、広報宣伝も積極的に行われています。
- ・芸能祭については住民の関心度がやや低くなっています。
- ・指導者の不足や参加者の固定化、若年層の活動離れが懸念されます。
- ・伝統的な行事や郷土芸能が受け継がれてきているほか、町内各所に文化財が点在しています。

課題

- ・地域に根ざした指導者の養成や初心者でも参加できる入門講座の充実などにより、参加しやすい環境づくりを進め、自主的な活動を支援していくことが必要です。
- ・パソコンで施設の空き状況の確認などが行えるようにすることが必要です。
- ・住民ニーズを把握し、多くの人が優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実を図ることが必要です。
- ・歴史的、文化的に価値のある個性的な文化遺産は、後世に受け継ぎ、郷土への愛着を深めていくための資料として活用するなど、保存と活用が必要です。
- ・文化財に対する関心が高められ、地域に対する愛着心(郷土を誇りとする気運)が育まれるように心がけ、観光面との連携を図っていくことが必要です。



施策体系



施策の方向

1 文化・芸術活動の促進

- (1) 文化活動を行っている人や団体だけでなく、学校や企業等、様々な団体が幅広く参加・協力し、町内一体となって近隣市町からの来場者を心から歓迎し、もてなすことのできる文化祭の催しとなるように努めます。更に、好奇心と冒険心を持って地域間及び異分野との交流を図り、新たな魅力ある文化を創造する催しとなるように努めます。
- (2) 地域性を生かした、生きた文化・芸術を住民に提供し、地域と密着した文化生活を営む環境を整備します。
- (3) ホームページなどを活用して、芸術文化に対する意識の高揚に努めます。

5 文化財の活用

- (1) 貴重な歴史的財産である文化財の調査・保存を進めるとともに、これらを活用した学習活動(歴史や自然を見つめ直す学習会)を推進します。
- (2) 歴史文化や景観等の文化的視点にたったまちづくりについて、住民や企業等と協働して取り組むように努めます。
- (3) 郷土資料館の効率的な展示・公開体制の整備に努めます。
- (4) 学習活動のきっかけづくりや活動の幅を広げるため、文化財の関係資料や情報を活用した学習機会を提供します。

2 文化団体・指導者の養成

- (1) 文化団体の育成・拡充に努め、組織の活性化を図ります。
- (2) 文化団体・サークルの活動内容の紹介や各種の学習情報を広報等に掲載し、住民に提供していくように努めます。

3 地域伝統文化の継承

- (1) コミュニティの強化・充実等により、地域の伝統行事や風習の保存・継承に努めます。

4 文化財の保護

- (1) 町内に残されている文化財への理解と愛着を深めるため、広く文化財保護の推進と普及・啓発に努めます。

主要事業名

芸術・文化振興事業



■吉田町指定文化財一覧

◎国指定(1) 平成 17 年 5 月 1 日現在

告示No.	種別	名称	指定年月日
第777号	天然記	能満寺のソテツ	大 13.12. 9

◎県指定(2) 平成 17 年 3 月 1 日現在

第127号	工芸品	刀…銘 源正行	昭31.10.17
270	〃	太刀…銘 備州長船師光	昭39. 4.21

◎町指定(19) 平成 17 年 3 月 1 日現在

第1号	史跡	家康御陣場跡	昭39. 4. 1
2	〃	大熊備前守屋敷跡	〃
3	工芸品	萬年の茶がま	〃
4	史跡	小山城跡	〃
5	〃	能満寺原古墳(龍光寺上一号墳)	〃
6		(指定解除)	
7		(指定解除)	
8	工芸品	和泉太夫使用の人形(その墓と関係文書)	昭39. 4. 1
9		(指定解除)	
10		(指定解除)	
11	史跡	条理制遺跡	昭39. 4. 1
12	天然記	萬年のサツキ	〃
13	史跡	鈴木養邦師の石橋	〃
14	〃	長源寺の経塚	昭48. 4. 1
15	無形民俗	地藏院の百万遍	昭53. 2. 9
16	古文書	野中家所蔵の古文書	昭56. 2.10
17	工芸品	三番神社所蔵の人形の首	〃
18	古文書	武田氏の朱印状	〃
19	〃	能満寺の古文書	昭57. 5. 3
20	彫刻	本寿寺の木彫り龍	昭63. 6. 1
21	無形民俗	寺島川除地藏の灯籠あげ	平 3.12. 1
22	書跡	能満寺の額(山号額・寺号額)	平 5. 8. 1
23	絵画	川本月下「梅花の図」	平 8. 5.31
24	工芸品	林泉寺の十王像	平14.12. 2

【資料】：社会教育課



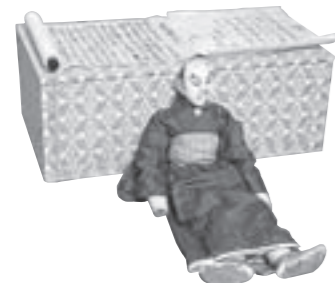
地藏院の百万遍



家康御陣場跡



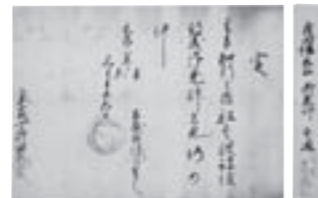
能満寺のソテツ



和泉太夫使用の人形



萬年の茶がま



武田氏の朱印状